

2013年12月6日集会挨拶

年の瀬を迎えてお忙しい中をご参集くださった皆様に、ふかく感謝いたします。

国会では、特定秘密保護法案審議が大詰めを迎えております。この法律は、1949年三鷹事件に始まったこの國の反動化の到達点の一つだと考えています。三鷹事件再審を闘うことは、単に竹内景助さんの無念を晴らし、真実を明らかにするためだけではなく、この國の歴史に大切な証言を加える事でもあります。

1月18日にもたれた前回の集会以降のトピックスを振り返りたいと思います。

第一は、小川正持東京高裁刑事第四部総括の東京家裁所長への転任です。ゴビンダ事件等をめぐる彼の前向きな姿勢に対するバッシングではないか、後に続く裁判官を萎縮させるものではないか、と心配する声がありました。しかしその心配はないと思っています。地家裁の序列として、東京地裁・大阪地裁・東京家裁・大阪家裁……というランク付けをしてみせたのは矢口洪一元最高裁長官ですが、その矢口にしても、また服部高顕にしても、最高裁長官になる前に東京家裁所長という職位を踏んできているからです。

いずれにせよ、この再審裁判の継続中には、いくつもの人事異動があるでしょう。私たちはそんなことに気をとられることなく、弁護団を支え続けていかなければなりません。

第二は、3月15日に、検察から「証拠」が開示されたことです。しかしそれは、彼等に都合の良い「証拠」を見せつけただけで、とても「証拠開示」といえるものではありませんでした。

第三は、検察側の証拠と主張を批判し尽くして、9月20日に弁護団が再審請求理由補充意見書を提出したことです。中でも曾根悟名誉教授の二度目の意見書を援用しての、二両目のパンタグラフをめぐる論証は、原審の認定の誤りを論証し尽くしています。補充意見書については、今日弁護団の先生方からからお話しただけのことになっております。

最後に、竹内景助さんの古巣、国鉄労働組合が6月25日に、事件の支援を機関決定したことを上げたいと思います。本日も、国労OBの何人かからお話をいただきます。

今日の会合では、名張毒ぶどう酒事件を眺め続けて来られた東海テレビの齋藤潤一ディレクターから、貴重なお話を聞かせていただきます。あわせて再審裁判を闘ってきた先輩たちから、闘いの知恵と経験をお教えいただく場にしたいと思っています。

検察に真の「証拠開示」を強く勧告するように、また一日も早く再審開始を決定するように裁判所に要求する、新しい署名活動を始めています。ご協力を賜りますようお願い致します。

皆さんと一緒に、闘い続けていきたいと思っています。ありがとうございました。